

| | 内容 | 現状値 | 令和14年度 | |
|---|---------------|--|--|--|
| 一 | 地域脱炭素化促進事業の目標 | エネルギー自給率(%) 地産再生可能エネルギーの発電量(MWh) 公共施設の再エネ利用率(%) 公共施設における太陽光発電の設置件数(件) 住宅用太陽光発電の設置件数(件) | 12.5% 67,407MWh 16.5% 11件 1,656件 | 42.8% 222,076MWh 100% 40件 3,800件 |

※目標値については「福知山市エネルギー・環境基本計画」の中で設定しているもの。

| 二 | 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)の類型 | 長田野工業団地 | 公共施設 | 脱炭素先行地域に選定された地域 | 大規模住宅等開発予定地 | 個別提案プロジェクト予定地 | 農地 (※営農を行う場合のみ) | 住宅や事業所、工場等の屋根や屋上 |
|-----|---|---|--|---|--|---|-----------------------------|--|
| 三 | 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模 | 種類:太陽光発電設備 規模:適切な規模とすること | 種類:太陽光発電設備 規模:適切な規模とすること | 種類:問わない 規模:種別やエリアに合わせて適切な規模とすること | 種類:太陽光発電設備 規模:住宅は1施設10kW未満とし、その他の建築物等については適切な規模とすること。 | 種類:問わない 規模:種別やエリアに合わせて適切な規模とすること | 種類:太陽光発電設備 規模:適切な規模とすること | 種類:太陽光発電設備 規模:住宅は1施設10kW未満とし、その他の建築物等については適切な規模とすること。 |
| 四 | 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項 | 建築物の省エネ性能等の向上 | 地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を地域の住民・事業者へ供給する取組(地方公共団体出資の地域新電力との連携等) | 以下のいずれかを検討すること ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を地域の住民・事業者へ供給する取組(地方公共団体出資の地域新電力との連携等) ・建築物の省エネ性能等の向上 | 建築物における高効率機器等の設置 | 以下のいずれかを検討すること ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を地域の住民・事業者へ供給する取組(地方公共団体出資の地域新電力との連携等) ・建築物の省エネ性能等の向上 | 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立 | 建築物の省エネ性能等の向上 |
| 五 | 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項 | | | | | | | |
| 五-イ | ▶地域の環境の保全のための取組 | ①騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在する場合は、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施 ②反射光による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念される場合は、太陽光パネルの向きの調整などの必要な対策を実施 | | | | | | |
| 五-ロ | ▶地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 | 以下のいずれかを検討すること ①地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有等 ②本市内における地域活動等の支援 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|---|--|
| 促進区域の設定に関する市の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・(二)本市における温室効果ガス排出量の1/4を占める地域であり、脱炭素化を促進したい地域のひとつ。 ・(三)事業規模については送配電網の空き状況等を含めて検討が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より福知山市が取り組んでいるオンサイトPPAの導入促進を想定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(二)申請を予定している「脱炭素先行地域」に選定された地域については「促進区域」として設定。 ・(三)先行地域では、太陽光発電の他にもバイオマスや地熱等幅広く考えられることから種類は問わないとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(二)民間での住宅開発が盛んであり、今後開発される予定地については太陽光発電設備の設置が比較的容易であることから設定。 ・(三)事業規模については「家庭用」の上限値である10kW未満としている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(二)市が他で指定する促進区域以外で、新たに脱炭素化を図ろうとする区域であり、かつ本市計画の方針に沿った内容であれば促進区域としての認定を行いたい。水力発電やバイオマス発電等も含める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(二)本市では耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化、担い手不足等の課題がある。営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)のみを対象とし、発電による収益増やブランド化を図り持続性を高めるための平置きを想定するものではない。 ・(三)事業規模については送配電網の空き状況等を含めて検討が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(二)本市では太陽光設備と蓄電池を同時設置する家庭向けに補助を行っている。家庭などへの導入促進を図っていることのPRも兼ねて促進区域として設定する。 ・(三)事業規模については「家庭用」の上限値である10kW未満としている。 |
|------------------|---|---|---|---|---|---|--|